

## 議案第 9 2 号

渋川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年渋川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第 2 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、令和 3 年 3 月 3 1 日までに法第 4 6 条第 1 項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第 6 条第 1 項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（管理者） 第6条（略） 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u> 3 （略）</p> <p>附 則 （経過措置） 2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。 3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項の規定にかかわらず、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。</u></p>	<p>（管理者） 第6条（略） 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員 _____ でなければならない。 _____ _____ 3 （略）</p> <p>附 則 （経過措置） 2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。</p>